

## 競争ルールの検証に関するWG（第36回）

1 日時 令和4年10月25日（火） 10:00～11:00

2 開催形式 Web会議

3 出席者

○構成員

新美主査、相田主査代理、大谷構成員、大橋構成員、北構成員、佐藤構成員、  
関口構成員、長田構成員、西村（暢）構成員、西村（真）構成員

○オブザーバー

天田公正取引委員会事務局経済取引局調整課長

○総務省

竹村総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、飯村事業政策課長、片桐料金サービス課長、廣瀬消費者行政第一課長、寺本料金サービス課企画官、渋谷消費者行政第一課企画官、望月料金サービス課課長補佐、中島料金サービス課課長補佐

4 議事

【新美主査】 それでは、皆様、おはようございます。今日もお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから競争ルールの検証に関するワーキンググループ第36回を開催いたします。

本日の会議につきましても、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえまして、慎重を期すためにもウェブ方式による会議にさせていただきます。

議事に入ります前に、事務局から連絡事項を説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【望月料金サービス課課長補佐】 事務局から御連絡いたします。

本日もオンライン会議での開催に御協力いただき誠にありがとうございます。これまでの会合と同様、御発言を希望される際には、チャット欄にその旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を御指名いただく方式で進めさせていただきます。

なお、チャット欄は、構成員、オブザーバーの皆様からは御覧いただけますが、傍聴者の皆様からは、これまでどおり見えません。

御発言に当たっては、皆様が発言者を把握できるよう、お名前を冒頭に言及いただけま

すようお願いいたします。

また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

音声がつながらなくなった場合などにも、チャット機能を御活用いただければと思います。

以上でございます。

**【新美主査】** ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと存じます。本日は、「電気通信事業法第27条の3の施行状況の検討」について、事務局から説明いただき、意見交換を行いたいと思います。

それでは、事務局から御説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

**【中島料金サービス課課長補佐】** 事務局でございます。それでは、資料に基づきまして、「電気通信事業法第27条の3の施行状況の検討」について説明させていただきます。右肩にページ数がございますのでそちらを御覧ください。右肩1ページでございます。

まず、「2019年の電気通信事業法改正とその後の取組」についてでございます。

1ページおめくりください。右肩2ページでございます。2019年の電気通信事業法改正とその背景でございまして、2019年以前の携帯電話市場におきましては、人気端末の購入に対する過度なキャッシュバックにより利用者を誘引することや3年縛り、4年縛りのような過度な囲い込みの契約がございました。これらの状況を是正することを目的といたしまして、2019年に、通信料金と端末代金の完全分離や過度な囲い込みの禁止を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律案を提出いたしまして、全会一致で可決・成立したところでございます。

右肩3ページを御覧ください。2019年の改正事業法の附則におきまして、検討条項が附されてございました。その検討条項につきましては、下にお示ししているところでございますけれども、この法律の施行後3年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずるという旨の規定がなされているところでございます。今月で、2019年改正事業法の施行からちょうど3年を迎えますので、先ほどの検討条項に基づき、検討を開始する必要があるというところでございます。

続きまして、1ページおめくりください。右肩4ページでございます。ここからは、ワーキンググループにおける提言等を踏まえたこれまでの主な取組についてでございます。このページでは、これまでの主な取組につきまして、3つにカテゴライズをさせていただきます。

いているところでございます。

青枠が利用者の理解を助ける取組でございまして、利用者の理解を妨げるような商慣行や表示・説明を是正するというような取組をしてきたところでございます。

続きまして、緑枠が多様で魅力的なサービスを生み出す取組で、MNOのネットワークの適正な形でのMVNOへの開放・提供を促す取組でございます。

続きまして、オレンジ枠が乗換えを手軽にする取組で、利用者の乗換えを阻むような仕組みや商慣行を是正していく取組でございます。

次ページ以降で、これまでの主な取組につきまして簡単に振り返りをさせていただきたいと思っております。右肩5ページでございます。

まず、利用者の理解を助ける取組といたしまして、携帯電話ポータルサイトでございます。これは総務省におきまして、消費者の皆様が御自身に合った携帯電話サービスを選ぶ際に役立つ情報をまとめた携帯電話ポータルサイトを公表しているところでございます。

続きまして、1ページおめくりください。右肩6ページでございます。ここは、多様で魅力的なサービスを生み出す取組でございまして、データ接続料の低廉化についてでございます。アクションプランにおいて3年間で半減させる目標を設定し、これを1年前倒しで実現しているところでございます。その後も引き続き3年間でおおよそ半減のペースで低廉化が進捗しているところでございます。

続きまして、右肩7ページを御覧ください。卸協議の適正性の確保に係る制度整備についてでございます。こちらにつきましては、本ワーキンググループにおきましても、従量制の音声卸料金について、いわゆる逆ざやといったような御指摘も踏まえまして、本年の通常国会におきまして、特定卸電気通信役務の役務提供義務や情報開示義務といったことを内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律案を提出し、可決・成立しているところでございます。

続きまして、右肩8ページを御覧ください。ここからは、乗換えを手軽にする取組でございます。まず、このページは携帯電話の他事業者への乗換え・同一事業者内でのブランド等変更に係る手数料についてでございます。以前は6,000円でございますけれども、現在は3,000円又は0円となっており、低廉化が進んでいるところでございます。

続きまして、右肩9ページを御覧ください。異なるブランド・料金プラン間の乗換えに係る手続等の見直しも図っているところでございます。

1ページおめくりください。右肩10ページでございます。事業者間の乗換えの円滑化

に資する取組について、集中的かつ専門技術的に検討することを目的といたしまして、「スイッチング円滑化タスクフォース」を本ワーキンググループの下に設置したところでございます。具体的には、eSIMの促進、SIMロック解除の一層の推進、キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた検討、MNPの手續のさらなる円滑化に向けた検討などの取組について、検討を進めてきたところでございます。

1ページおめくりください。右肩11ページでございます。そういった取組を受けまして、まず、SIMロックにつきましては、SIMロック・ガイドラインを改正いたしまして、原則禁止としているところでございます。その結果、SIMロックなしでの販売が実現しているところでございます。

また、eSIMに関しましても、eSIMサービスの促進に関するガイドラインを策定いたしまして、その導入の促進を図ってきたところでございます。その結果、全MNOの全ブランドにおいてeSIM機能の導入が図られているところでございます。

続きまして、11ページをおめくりください。右肩12ページでございます。「キャリアメールの持ち運び」の提供開始についてでございます。こちらは昨年12月にNTTドコモ、KDDI、ソフトバンクからキャリアメールの持ち運びサービスの提供が開始されているところでございます。また、楽天モバイルについても令和4年7月1日からキャリアメールサービスを開始し、8月5日からその持ち運びサービスを提供が開始されているところでございます。

続きまして、1ページおめくりください。右肩13ページでございます。既往契約の早期解消に関する取組の状況についてでございます。こちらは、今年の1月に省令を改正させていただきまして、その後、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの3社で全ての契約の違約金を撤廃するという取組を進めていただいたところでございまして、既往契約の早期解消に関する取組が進んでいるところでございます。

1ページおめくりください。14ページでございます。MNO3社の既往契約の状況をまとめてございますので、御参考までに御覧いただければと思います。

1ページおめくりください。右肩15ページでございます。解約に伴い請求できる金額の制限でございまして、こちらは本年7月に省令改正をいたしまして、違約金等の上限については、月額利用料相当額に制限するという規律を導入しているところでございます。

続きまして、1ページおめくりください。右肩16ページでございます。こちらは、利用者が遅滞なく解約できるようにするための措置を講ずることの義務化でございまして、

これも同じく7月の省令改正におきまして、ウェブ解約やオペレーターを十分に配置して電話により遅滞なく解約することなどの措置を講ずることの義務化といった規律を導入しているところでございます。

続いて、17ページを御覧ください。ここからは「2019年以降のモバイル市場の動向」についてでございます。

【望月料金サービス課課長補佐】 それでは、これまで御説明してきました取組を受けて、2019年の法改正以降、モバイル市場にどのような動向があったか概要を御説明させていただければと思います。報告書2022をお取りまとめいただく過程で報告をさせていただいてきた数字も多くございますが、それ以降、アップデートできる部分をアップデートしてございますので、御説明をさせていただければと思います。

おめくりいただきました18ページ目は、本年10月1日現在の携帯電話事業者各社の主な料金プランの比較で、これも御覧いただいたことのある図かと思いますが、上に行くほど月額料金が高く、右に行くほど月間のデータ容量が多いというプロットになってございます。御覧いただきましたように、少ない容量から多い容量まで、もしくは安い料金から若干高いような料金まで、様々な料金が現在提供されているということで、携帯電話事業者による料金競争が活発化してきておりまして、利用者の皆様の選択肢が増えているような状況にあると思っております。

おめくりいただきました19ページ目は、携帯電話料金の国際比較の推移でございます。赤色の太い折れ線グラフが東京で、ほかの色のグラフはほかの国の都市になってございますが、2019年の法改正以前から推移を御覧いただきますと、この3年間で赤い折れ線が、大きく料金を下げて順位も上がっているという状況が見られると思っております。

おめくりいただきました20ページ目でございます。先ほどはMNOのグラフでしたが、こちらはMVNOのシェア1位のI I Jのグラフとなります。こちらも法改正以降の推移を見ていただきますと、特に2020年度から2021年度にかけて料金は大きく下がり、国際的に見た順位も上がっているということになりまして、先ほど多様化が進んでいると申し上げましたし、低廉化も進んでいる状況でございます。

21ページ目を御覧ください。これは特に最近の動きということで、昨年の4月にMNOの卸料金が引き下げられることとなったこと等を受けて、MVNOにおいて、通話料金を引き下げる動きが見られます。こちらを御覧いただきますように、従量制料金が例えば20円30秒だったものが10円30秒というように半額になったり、5分かけ放題など

の通話定額サービスといった新たなメニューが提供を開始されているという状況になっております。

おめくりいただきました22ページ目は、今まで申し上げたような料金の低廉化の動きをCPIの面から見たものになります。2019年の改正事業法施行以前の指数を98といたしますと、直近の2022年の9月では、これが47.9まで下がってございまして、その差は50.1ということで、半分以下に料金の指数自体は下がっているという状況になっております。

こうした料金の多様化、低廉化、競争の活発化を受けまして、利用者の方々が実際にどのようにサービスを利用されていらっしゃるのか、もしくはサービプランを変えていらっしゃるのかという様子が23ページ以降にございます。

23ページをまず御覧ください。こちらに幾つか横棒グラフが表示されておりますが、上から下に向けて時間が流れます。横幅がSIMカード型の契約数で、その中を色分けしております。一番左の青い部分は、MNO3社の廉価プラン等を除いたプランの契約数でございます。廉価プラン等は、ahamo、povo、LINEMO、UQモバイル、ワイモバイルでございまして、緑色の部分が廉価プラン等の契約数でございます。その1つ右の赤色の部分が楽天モバイル、一番右の黄色の部分はMVNOの契約数でございます。私たちが持っている一番古いデータが2021年3月末時点になりますが、こちらからの推移を見ていただきますと、下に向けて、おおむねこの青が減って緑が増えており、MNO3社の廉価プラン等以外が減って廉価プラン等が増えているということで、廉価プラン等以外から廉価プラン等への移行が進んでいます。楽天モバイルは、御覧いただいたとおり若干シェアを増やしており、黄色のMVNOの数は、若干減っている状況にございます。

この黄色と緑色の部分を拡大したものが次の24ページにございまして、左側の緑色の部分は廉価プラン等で、先ほどお示ししたとおり、継続的に増えており、特にこの薄い緑色の部分はオンライン専用プランの、ahamo、povo、LINEMOになりますが、こちらが増えている形になっております。右側は、先ほどMVNOは全体的に若干減っていると申し上げましたが、この中を濃い黄色と薄い黄色に分けまして、薄い黄色は既に新規受付を停止している主なMVNO、楽天モバイル(MVNO)とLINEモバイルになります。こちらを除いた濃い黄色の部分は、21年3月末以降、少しずつですが継続的に増加をしているという状況にございます。これが利用者の皆様の利用、乗換えの状況でございます。

25ページは、そうした利用者の皆様のサービスの選択を受けた結果として、消費支出はどうなっているのかということでございます。これは2人以上世帯の消費支出の推移でございますが、改正電気通信事業法の施行より前の時点は、世帯当たりおよそ1万800円ですが、一番新しい2022年6月時点ですと9,964円ということでございまして、833円低下しているという状況になっております。先ほどのCPIと比べ、さすがに半額にまではなっておりませんのは、皆様が一番安くなるプランを利用されていらっしゃるわけではないということで、差が出てきているような状況になっております。

おめくりいただきました26ページ目は、今皆様が、一番新しい料金プランを契約していらっしゃるわけではないということをお願いしましたが、総務省で実施しているアンケート結果がございまして、この中で、今のところ新料金プランに乗り換えるつもりがないと回答された方の一番多い理由は、「特に理由はない」というのが継続的に一番多くなっております。こういった方々に対しては、我々のほうでも先ほど申し上げたような料金の低廉化、多様化の状況や、乗換えやすくなってきているといったことをお知らせしていくことも必要なかと考えてございます。

27ページ目以降は、指定事業者が、利用者に対象設備の購入等を条件として提供している経済的利益の推移になります。上と下にそれぞれ2つグラフがございまして、青い縦棒は経済的利益の提供の件数、黄色い縦棒は経済的利益の提供の額、緑色の折れ線グラフは額を件数で割った1件当たりの額でございます。一番左の事業法施行以前を御覧いただくと、縦の目盛りが破線で表していますように、2019年の4月、5月辺りは、この1件当たりの額が、481や555と大きかったのですが、これが施行に向けて1度大きく下がり、施行後も若干下がった後に、現状は1件当たりの額が継続的に増加傾向にあるという状況でございます。これは、上の経済的利益全体と、下の端末購入等割引の1件当たりの額を比べていただいても同様の傾向となっていると考えてございます。

おめくりいただきました28ページ目も、同様に対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供でございますが、こちらは、100店舗以上の店舗がある代理店等からユーザーに対して提供されている経済的利益の推移になります。こちらは季節変動が若干ございますが、基本的には、この経済的利益の提供額と端末購入等割引も増加傾向にあるのかと見ております。

おめくりいただきまして29ページ目は、指定事業者の、端末購入等ではなく新規契約を条件とした経済的利益提供の推移でございます。2021年6月以降に、提供件数と提

供額が大きく増加しているということで、これは一部の事業者が、新規契約を条件とした経済的利益の提供のキャンペーン等を始められたと伺っていますので、こういったことが要因かと考えております。

おめくりいただきました30ページ目は、同様に新規契約を条件とした経済的利益提供の推移でございますが、こちらは先ほどと同様の代理店等の数字になってございまして、これは件数、提供額とも増加の傾向にあると思っております。ただ、この絶対値の額は、この30ページまでの4枚のグラフを見ていただきますと、一番大きいのは27ページの額が大きくなっているという状況でございます。

31ページ目は継続利用割引等の適用の状況ということで、こちらは、適用件数、金額とも、2019年10月の改正法施行以降、おおむね継続して減少しているような状況でございます。

おめくりいただいた32ページ以降は、端末について幾つか最新のデータがそろいましたので御報告させていただければと思っております。

32ページ目は、価格帯別の売上台数の構成比でございまして、2022年度のファーストクォーター分の数字がまとまりましたので御報告いたします。御覧いただきましたように、継続して高価格帯の割合が伸びていて、中価格帯はそれほど大きく変わっていませんが、低価格帯の割合がその分減っているという状況でございますが、何分まだ1四半期分しかないので、今後の四半期の推移も見ながら、このワーキンググループの先生方には、随時御報告させていただければと思っております。

また、おめくりいただきました33ページ目は、2022年6月以降に発売された主なスマートフォンにつきまして対応周波数を確認いたしました。キャリア端末の一部が他のキャリアに割り当てられた周波数の一部に対応していないということ、報告書2022をお取りまとめいただく過程において御議論いただきましたが、その最新の状況でございます。例えば、上から御覧いただきますと、サムスン、シャープ、ソニーの、市場で発売されていらっしゃるキャリア端末ですけれども、その対応周波数を確認したところ、800MHz帯や900MHz帯を中心として、他社に割り当てられた周波数帯には対応していないような端末も一部発売されていたのですが、この6月以降に発売されている端末は、特に高価格帯のものにつきましては、いずれのプラチナバンドにも3社全てに対応しているといったような状況になってございます。

以上が、2019年の改正法施行以降の市場の動向ということで御説明をさせていただきます。



きました。

それでは、引き続き34ページ目以降で、3「電気通信事業法第27条の3に関する主な課題と今後の検討の進め方」について、説明をさせていただければと思います。

【中島料金サービス課課長補佐】 それでは、右肩35ページを御覧ください。「販売代理店に関する情報提供窓口に寄せられた通報」についてでございます。この窓口につきましては、2021年9月から総務省において開設をしております。今回、本年の覆面調査の結果を踏まえまして、本年6月15日に総務省からMNO各社及び全国携帯電話販売代理店協会に対しまして、要請を実施しておりますので、その要請以降の状況ということで、本年6月16日から9月末時点において寄せられた通報について、下の円グラフのように取りまとめたところでございます。

その総通報件数としましては413件でございます、そのうち「通信料金と端末代金の完全分離」に関する通報につきましては268件あったところでございます。こうやって見てみますと、一定程度いずれもまだ通報が寄せられてきているところでございます。

続きまして、1ページおめくりください。右肩36ページでございます。いわゆる「一括〇円」等を訴求しての端末販売についてでございます。こちらにつきましては、本ワーキンググループの報告書2022にも記載がございますけれども、セット販売と端末単体販売に対する同条件での割引と、セット販売が条件の割引を組み合わせまして、いわゆる「実質負担額〇円」や「一括〇円」といったような訴求の仕方の端末販売が実施されているところでございます。このような形で大幅な安値販売が行われた結果、「無意味な乗換え」や「転売ヤーの跋扈」といったような新たな課題も発生しているところでございます。

1ページおめくりください。37ページでございます。こうした課題も踏まえまして、事業法第27条の3の3年後検討について進めてまいりたいと考えてございます。その主な検討事項は、真ん中辺りに記載してございますが、1つ目は、通信料金と端末代金の完全分離に係る法改正の効果と課題について、2つ目は、行き過ぎた囲い込みの禁止に係る法改正の効果と課題について、3つ目は、その他、モバイル市場における公正競争確保に関する課題についてでございます、こういった検討事項につきまして、上に記載のスケジュール案のとおり進めさせていただくことを考えているところでございます。

まず10月、本日でございますけれども、正にキックオフという形で、検討の開始をさせていただきまして、来月以降3月まで、年度内いっぱいという形での関係者ヒアリングを考えてございます。そのヒアリング対象者といたしましては、下に記載もございますが、

①から⑤までの方から幅広く御意見を聴取したいと考えているところでございます。その後、年度が明けてからになります。2023年の春から夏にかけて、必要に応じて追加ヒアリングもあるかもしれませんが、検討の方向性を提示していきたいと考えているところでございます。また、これは通常どおりでございますけれども、夏頃には報告書（案）と、パブリックコメントを経てから報告書の取りまとめという形で進めさせていただければと考えているところでございます。

事務局からは、以上でございます。

**【新美主査】** 御説明をありがとうございました。

それでは、ただいま頂いた説明について、御質問や御発言のある方はチャット欄でお知らせいただきますと大変ありがたいと思います。それでは、どうぞよろしくお願ひします。いかがでしょうか。

それでは、北さん、どうぞ御発言をお願いします。

**【北構成員】** どなたも発言をされないので、まず私からということで、29ページ、30ページに、新規契約を条件とした経済的利益提供の推移が出ています。ここ最近、キャリアによる利益提供及び代理店による利益提供が増えてきています。特に足元で、SIMのみ新規契約でのキャッシュバックやポイントバックが増加していると聞いています。キャリアによるその利益提供は上限が2万円なのですが、そこに代理店が上乗せする部分については規律がないので、3万円以上の利益提供も行われていて、各MNO1名義で5回線まで契約できるため、そこに携帯乞食や業者が目を付けて、MVNO回線などのMNP弾からポートインをして、SIMのみの新規キャッシュバックをせしめているということが多発しているようです。代理店の中には、高いポートイン目標を達成するために、出張販売などで彼らを利用しているというところもあるようで、新たな不健全な販売が今足元で増加しているようですので、こころも数字をしっかりと見ていきたいと思ひます。

**【新美主査】** 非常に貴重な情報をありがとうございます。きちんとウォッチしていく必要があるかと思ひます。ありがとうございました。

何かこの点について、事務局のほうから御発言はございますか。

**【片桐料金サービス課長】** 事務局、総務省料金サービス課長の片桐でございます。

北先生、御指摘をどうもありがとうございます。御指摘の点についても含めて、今の事業法第27条の3をめぐる市場環境がどのようになっているかを踏まえつつ、今の規制についてどういうふうにしていくかということ、現段階では、まさに白地に新しい絵

を描くようなところから検討を始めていただければと考えておりますので、今後とも御議論をどうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

**【新美主査】** ありがとうございます。

それでは、続いて中央大学の西村さん、どうぞ御発言をお願いします。

**【西村（暢）構成員】** 御説明をありがとうございました。中央大学の西村でございます。私のほうからは、質問というか確認を1点、それからコメントを1点申し上げたいと思っております。

確認ですけれども、本日の資料の最後の37枚目でございますが、今回のこの報告書（案）というものをこれから様々なヒアリング等を通じて作成していくことになろうかと思いますが、毎年度作っておりました報告書との関係性をいま一度御確認をさせていただければと思っております。それが確認でございます。

コメントでございますけれども、これも資料でございますが、右肩3枚目、附則の第6条に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるという形で、現在、必要があるかどうか、認めることができるのかということの議論をこれからしていくことになろうかと思いますが、大きく所要の措置を講ずるためには、2つほど考えなければいけないのかと思っております。

1つは、今回、2019年の電気通信事業法の改正の所要の目的を達成したと認められるとき、こういうのがあったかと思いますが、そのほかにも2つ目として、所要の目的が達成されにくいような状況に現在なっているような場合であれば、見直しあるいは所要の措置というものを講ずる必要がありますが、いずれの場合にいたしましても、よりよい方法に関する議論でございますので、かなり慎重にデータに基づいて議論をする必要があろうかと思つた次第でございます。

以上でございます。

**【新美主査】** コメントをありがとうございます。それで質問の件ですが、事務局のほうからお答えいただけますでしょうか。

**【片桐料金サービス課長】** 事務局、料金サービス課長の片桐でございます。

西村先生、御質問をどうもありがとうございます。1点目の御確認の件でございますけれども、この3年後検討というのが今年の競争ルールの検証に関するワーキンググループの検討の中心的なテーマではあるのですけれども、それ以外のテーマについても、202

2年の報告書で指摘された点を含めて、検証していただく必要があると思っております。したがって、最終的に今年の報告書のタイトルがどのようになるかというのはまだこれからかと思っておりますけれども、いずれにしても、このテーマのみならず従来の検証のテーマについても併せて御検証いただければと考えております。

2点目の、所要の措置のコメントに関しまして、御指摘のとおりかと思っております。御指摘の点も踏まえて広く御議論いただければと考えております。

以上でございます。

**【新美主査】** ありがとうございます。

それでは、大橋さん、御発言をお願いします。

**【大橋構成員】** ありがとうございます。

まず、今回の事務局の資料、2019年から振り返りをさせていただいて、相当程度取組が進んだということを見せていただいたと思います。まず、消費者の理解を促すための取組、そしてMNOの適切なネットワーク開放を促すこと、また乗換えを手軽にできるようにするといった取組に加えて、事業者の販売方法にも一部様々な取組を促してきたということだと思います。4ページ目で、この競争環境の整備がある程度整ったという現状を踏まえて見たときに、もう1回取組を振り返ってみて、事業者の創意工夫を促せるようなところは、しっかりそうした取組を進めてもらうという形での規制の仕方や、適正化していくということは極めて理にかなっていると思っておりますので、そういう意味での検証が必要だと思います。現状、4ページ目の競争環境が整ったという意味での検証は、これが整っていなかったときと比べると随分状況が違っていると思いますので、今、課長おっしゃったように、白地で検討をするということは理にかなっていると思っておりますので、しっかり検証をすることで私も協力をさせていただければと思っております。

コメントに過ぎませんが、以上です。ありがとうございます。

**【新美主査】** ありがとうございます。

それでは、続きまして大谷さん、御発言をお願いします。

**【大谷構成員】** 大谷でございます。ありがとうございます。

これまでの法改正以降の取組について、きれいに振り返ることができまして、やはり通信コストの低下など、政策の効果が適切に表れてきているようにも感じました。

ただ、これまで本当に多大な努力を費やしてきていただいておりますので、この規制に伴う規制コストというようなものがどのような状態になっているのか、公正取引委員会も含

めてかなりの努力を費やしてきたのですが、この程度の規制コストをこれからも継続し得るのかどうかという点では、これからも確認が要るのではないかと考えております。

制度の変わり目ということで、相当な労力をかけていただきましたし、事実も調査していただき、覆面調査等を含めて御努力いただいた結果だと思っているのですが、自律的にマーケットが適正化されるような仕組みで、あまり多大な労力をかけずに、利用者の方が多様な端末を多様な価格帯で、自分が適切だと思うサービスを選んでいけるような形になるにはどうしたらいいのか、これまでにかけてきた規制コストが十分に合理的なものだったという見方ももちろんできると思いますので、それも含めて振り返ることができればと考えております。

それから、今後事業者の方からもヒアリングをさせていただくわけですが、その際にどうしても気になるのが、35ページにも整理していただいている情報提供窓口で短期間でありながら相当数の通報が寄せられていると。これは開示不可のものは除外されているということで、事業法第27条の3違反が疑われる事案が200件程度あるというのは、かなり心配すべき状況だと思います。数字としてはさほどではないかもしれませんが、適合性の原則に反する事案が減っていないことについても懸念すべきだと思っております。これらについて、事業者の皆さんがどのように自己分析されているのかといったこともヒアリングの中でお聞きすることができればと考えております。

私からは以上でございます。

**【新美主査】**      ありがとうございます。

それでは、続きまして長田さん、どうぞ御発言をお願いします。

**【長田構成員】**      ありがとうございます。長田でございます。

先生方の御指摘、同感いたしております。加えて、今後何に取り組んでいくかのところで、例えばいわゆる「一括1円」のような販売方法がまだまだ多くありまして、私の夫のところにも一昨日そういうメールがキャリアショップから届きました。どうしてそういう仕組みになるのかというのがその簡単なメールではよく分からない。ただ端末の機種が幾つか限定されていて、かつ数が限られていますというようなメールでしたけれども、そうやって1円にするのにどこからお金が出てきているのかというのも非常に疑問に思っていますし、そういう売り方というのを皆さん御自身で何とか直していただければいいなどは思っています。

あと、テーマの中で御紹介いただいた、継続利用の割引のところ、前の議論の中では、

なかなかその継続利用割引というのは説明がつかないのではないかと御指摘もあったと思いますけれども、長く使っているには使っているだけの理由もあるので、そこをいろいろ見ていただければいいのではないかと考えています。

いずれにしても、端末の周波数も割と短い間に少しずつ解決ができてきているみたいですし、これからもいろいろな議論をしていくことには、大きな意味があると思っております。

以上です。

**【新美主査】** ありがとうございます。

それでは、全相協の西村さん、御発言をお願いします。

**【西村（真）構成員】** 全相協の西村です。

いろいろなことを御説明いただいて、たくさん成果があるなと思う一方、先ほど北さんから御指摘がありましたように、最近周りで、もう1回線SIMを買ったらもう少しお値引きできますよという提案をすごくよく聞くようになったと考えています。消費者生活相談では、新規契約のトラブルはまあまあ収まってきたのですが、その分目立つようになったのが解約忘れに関するトラブルです。解約忘れというのは、消費者の責任と言われがちなのですが、今回のように、使わないけれども1か月たったら解約しなさいというような条件で買うSIMカードというのは、解約忘れのトラブルにつながるのではないのかという危惧をしているのと、こういう提案をするとき、必ずショップの方は、ブラックリストに入るかもしれないと言うのだけだということも、複数聞いていまして、TCAの不払いリストとは違う何か別のブラックリストがあるかのような発言を結構なさっているというのもすごい嫌だなと思っています。これは消費者保護ルールに関連かもしれませんが、懸念があるということでコメントいたしました。

以上です。

**【新美主査】** ありがとうございます。解約忘れの問題は、本当にどう対応すべきか、真剣に考えなければいけないだろうと思います。西村さん、どうも御指摘をありがとうございます。

ほかに御発言を御希望の方はいらっしゃいませんか。

私も皆さんの御意見を伺いながら、またこの会合の中で感じたことを申し上げます。

皆さんが評価されるように、事業者間の競争はかなりの程度進んできたかと思っておりますけれども、先ほどありましたように、代理店の上乗せや解約忘れの問題といった、まだまだ十分に取り組んでこなかった分野もありますので、我々の検証もさらにそこに焦点を当て

ていく必要があると思っております。

それに加えて、競争というのは、ユーザーも競争に加わっているということをどこまで自覚してもらうかということも少し考えておかなければいけないと思います。いろいろなメニューを事業者の方が用意してくれても、ユーザーのほうでそのメニューに従ってしっかりとチョイスをするということが評価できないと、事業者もいずれ知らぬ間に競争をしなくなると思いますので、ユーザーの皆さんにも競争の当事者であることをどうやって分かってもらえるかというのは、1つ考えていかなければいけない問題かと思っております。

キャリアを移ることが競争だとは思いませんし、しっかりとメニューを見た上で継続することも大事なことですけれども、それを自ら選択しているという状況が分かるようにしておく必要があるかと思っております。これは私が皆さんの御議論を通じて、私自身も参加して感じたところです。

ほかに、皆さん、どうぞ御発言を御自由にさせていただけたらと思っておりますが、ございませんでしょうか。

皆さんに的確な御指摘を頂いたので、これ以上はないということだと考えてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、非常に有益な御議論を頂いたかと思っておりますが、まだ時間も残っておりますけれども、この辺りで意見交換を終了させていただきたいと思っております。

それでは、本日の議題は以上となりますが、最後に事務局から連絡事項等がございましたら御説明をよろしく申し上げます。

**【望月料金サービス課課長補佐】** 事務局でございます。本日はありがとうございました。次回会合の詳細につきましては、別途事務局から御連絡を差し上げるとともに総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

事務局からは以上でございます。

**【新美主査】** それでは、本日の会合はこれにて閉会とさせていただきたいと思っております。お忙しい中御参加いただきまして、ありがとうございました。それでは、失礼いたします。

以上